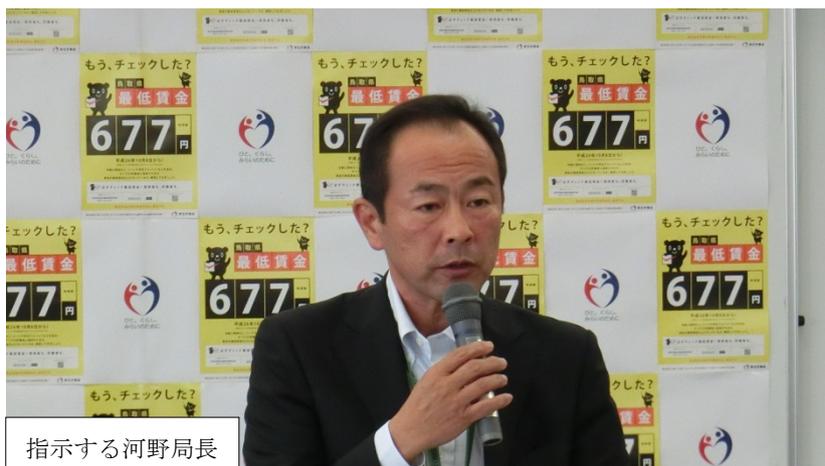


「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議」を開催

～「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。」～



鳥取労働局（局長 かわのすみとも 河野 純伴）では、平成 26 年度の鳥取県最低賃金の引上げが過去最高の 13 円で時間額 677 円になったことから、当該最低賃金の発効日である 10 月 8 日（水）に鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室において「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議」を開催しました。



会議冒頭、河野局長からは、この度の最低賃金の改正に伴い、今後の監督指導等について強化することの指示を行い、セーフティネットである最低賃金の履行確保に努めるとともに、法令違反等を繰り返すなど、悪質な事業者については、厳正に対処することなどの方針を掲げました。

また、中小企業における最低賃金引上げ支援対策としての「業務改善助成金制度」の詳細・運用について、

にしやまとよみ 西山 豊美 賃金室長から説明がありました。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用される鳥取県最低賃金「時間額 677 円」について、県内の事業者及び労働者の皆様は、必ずチェックしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、最低賃金に関する情報は、鳥取労働局ホームページのバナー⇒



以上